

商品先物取引仲介業の登録申請の受付等について

平成22年10月15日

商品先物取引法第240条の3第1項に基づく商品先物取引仲介業の登録申請について、下記のとおり受付を行います。なお、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第15条に基づき、改正法の施行の際に現に特定商品先物取引仲介業を行っている者は、原則、施行日から6月間引き続き特定商品先物取引仲介業を行うことができます。

記

1 商品先物取引仲介業の登録申請

(1) 申請前の相談等

申請前の事前相談に応じておりますので、ご不明な点は電話等でお問い合わせください。平成23年1月1日の改正法施行後に早期の登録を希望される方は、平成22年11月30日までを目処に申請書の案文（添付書類を含む。）を提出してご相談下さい。

提出方法：書面をもって持参又は郵送等（農林水産大臣宛て1通、経済産業大臣宛て1通）（いずれかの省に2通ご提出頂くことも可能です。）

(2) 申請書の提出

上記の相談における案文の確認が終了した後、施行日以降に申請書（添付書類を含む。）を提出していただきます。

提出方法：書面をもって持参又は郵送等（農林水産大臣宛て1通、経済産業大臣宛て1通）（両省にご提出をお願いします。）

(3) 申請書及び添付書類の様式

申請に当たっては、申請書本文及び商品先物取引法施行規則に規定する添付書類一式が必要です。

施行規則に様式が規定されている書類は当該様式を使用して下さい。その他、下記の参考様式を使用できます。

・商品先物取引仲介業の登録申請書及び添付書類

(4) 担当者の連絡先等

申請前相談及び申請書の審査の過程で、質問事項等をご連絡する場合がありますので、当該申請に係る担当者の氏名、所属部署、連絡先（電話番号及びEメールアドレス）の添付をお願いします。

2 商品先物取引仲介業の登録の連絡等

当該登録を決定したときは、申請者にご連絡の上、当該登録書を手交又は郵送により交付します。

3 問い合わせ先

上記の手續に関するお問い合わせは、農水省又は経産省のいずれかをお願いします。

○農林水産省総合食料局商品取引監理官付商品取引業務班

担当者：飯山、澁谷 電話：03-3502-8111（内線4170）直通：03-3502-8270

○経済産業省商務情報政策局商務課監督室

担当者：寺田、渡井 電話：03-3501-6683 渡井：03-3501-1512（内線73605）